社会性報告

荒川化学グループは、事業を通じて社会へ貢献していくことを企業の使命と捉え、
また、社会における当社の役割を常に意識しながら、今後もさまざまな
ステークホルダーとの関わりを大切にしていきます。

信頼される企業を目指して

荒川化学では法令・社会規範を守り、社会から信頼される企業として評価いただけるよう努めています。
東日本大震災の経験をもとに、全社BCPの構築を順次進めています。

●リスク・コンプライアンス体制

当社では取締役会の下部組織としてリスク・コンプライアンス委員会を設置しています。これは当社グループのリスク管理を適正におこなうことでリスクの発生を未然に防ぎ、万一リスクが顕在化した場合も適切な対処をおこなえるようにすることでコンプライアンスを確保する目的があります。具体的な規定として「コンプライアンス綱領」、「コンプライアンス倫理綱領『迷ったら』」および「コンプライアンス行動マニュアル」を制定するとともに、「リスク・コンプライアンスホットライン」を開設しています。

リスク・コンプライアンス体制図

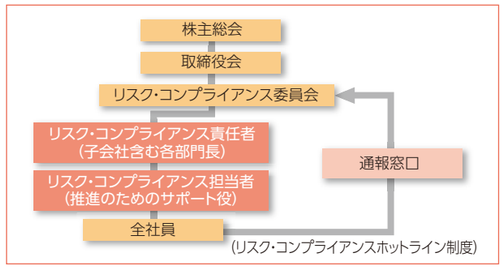

●リスク管理専門委員会

リスク・コンプライアンス委員会の下部組織としてリスク管理専門委員会を設置し、全社的なリスク管理体制の充実を図っています。生産、営業、研究、管理部門などの側面から多角的にリスクを検討した上で、リスク低減に向けての活動を推進しています。

リスクマネジメント体制図

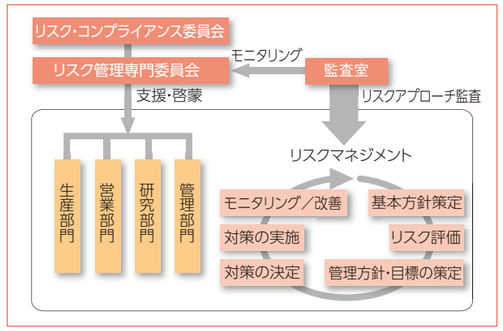

●リスク・コンプライアンスホットライン制度

上司の不正や組織構造上の問題で個別には解決できないリスクやコンプライアンスに関わる問題が発生した場合に対応できるよう、リスク・コンプライアンスホットラインを開設しています。通報者は、通報したことにより不利にならないよう保護します。

●リスク・コンプライアンスの啓発

当社グループでは全従業員にコンプライアンス意識を浸透させるため、経営理念や行動規範などを記載した携帯カードを配布、常に所持し、コンプライアンスを意識した行動のよりどころとしています。

また、月刊の社内報に「コンプライアンスコーナー」を設け、コンプライアンスに関する問題を分かりやすく解説し、コンプライアンス意識の向上を図っています。連載は、2012年3月までで71回となりました。

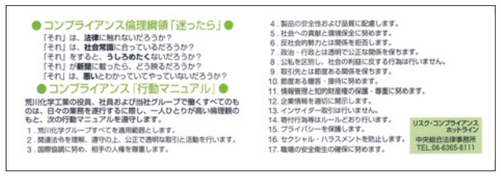

携帯カード

社内報での掲載記事

●内部統制システム

内部統制システムの基本方針に基づき、経営目標を有効・効率的かつ適正に達成するため、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する業務の適正を確保する体制を整備、構築しています。さらに、PDCAサイクルにより継続的に内部統制システムの有効性を評価して改善に努め、さらなる充実を図っています。

また、財務報告に関わる内部統制報告制度に対応するため、リスク・コンプライアンス委員会の下部組織として、内部統制構築専門委員会を設置し、財務報告の適正性を確保するために必要な体制の整備と内部統制の評価・改善をおこなっています。

内部統制システム

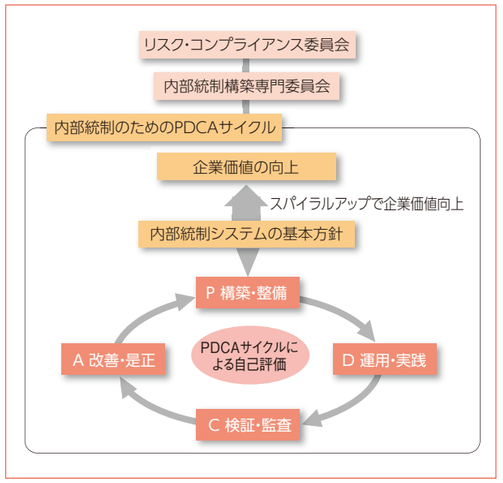

●全社BCP（事業継続計画）の構築

東日本大震災で主力工場の一つである小名浜工場が被災、そのときの教訓を踏まえて、全社BCPの策定を進めています。これは、地震などの緊急事態が発生しても、事業を中断することなく、または中断しても早期復旧することにより、企業としての社会的責任を果たすための計画です。すでに中央対策本部と大阪工場の策定を完了し、2012年度中には、本社とその他主力工場の策定を予定しています。策定にあたっては、訓練も並行して進め、現場で有効に機能する仕組みとなるように努めています。

また、この訓練を通じて、緊急事態においても自律的に行動できる危機に強い人財を育成し、組織を強化していきます。

Voice

大阪工場
工場長
與座 嘉昭

全社BCPの策定について

私は東日本大震災を小名浜工場で経験し、被災時に早急に製造を再開するには各人が何をすべきかを明確にし、すぐに行動できる体制づくりが重要で、そのためには全社BCP策定が急務だと痛感しました。最優先は人命の安全確保、次に場内で使用している危険物に関連した事故を絶対起こさないよう、二次災害の発生が防止できる点検・対処について手順化することに注力しました。BCPの考え方はその事業所の被災により会社全体の事業に影響がないよう「事業継続」という視点で従来の防災対策より一歩踏み込んだものだと考えています。

内部統制システムの基本方針

当社は、経営環境の変化に適切且つ速やかに対応するため、意思決定の迅速化、透明性、公平性の維持を最優先することを念頭に置くとともに、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することを目的として、会社法に基づく体制及び金融商品取引法が求める財務報告の適正性を確保するための体制として、以下の各体制を定めております。

① 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制
② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
⑧ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
⑨ 財務報告の適正性を確保するための体制